

2 再生可能エネルギー導入促進を巡る社会情勢

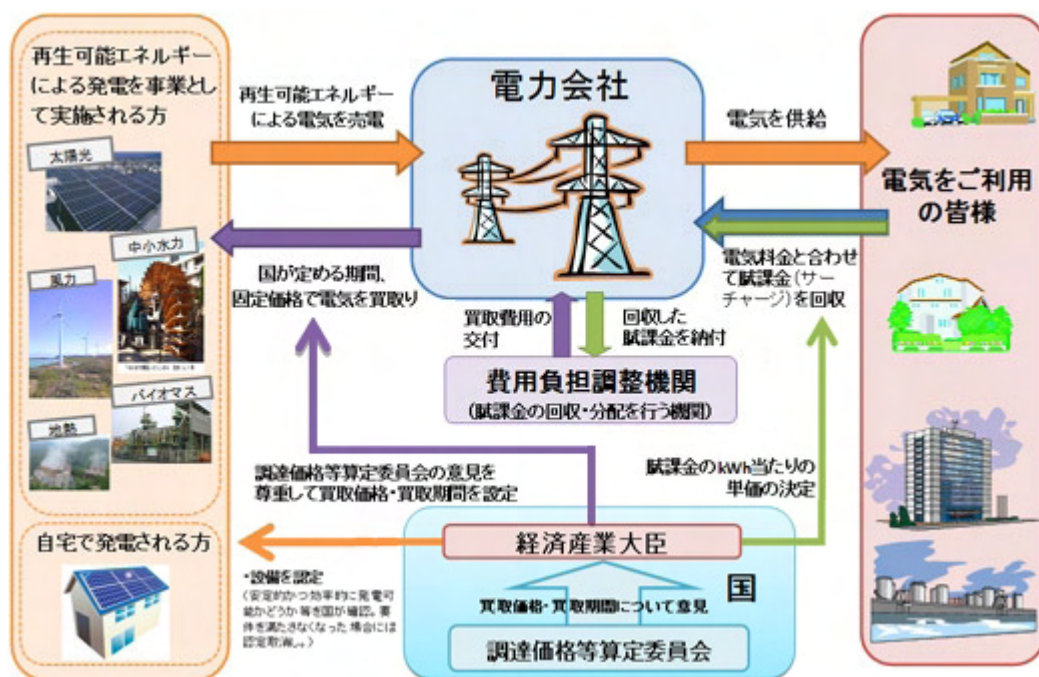
2.1 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に関する法律

再生可能エネルギーは、無限に循環する自然の力を利用し、二酸化炭素を排出せず、しかも安全なエネルギー源として、誰もが認めるところであるが、コストが高いなどの理由で、その利用拡大が進んでいないのが現状である。しかし、東日本大震災の後、全国的に電力不足が深刻となり、再生可能エネルギー導入の緊急性が高まった。

こうした社会的状況の変化を受けて、地球温暖化防止やエネルギー自給率の向上などを目的に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が制定され、2012年7月1日から再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートした。

2.1.1 制度概要

この制度の要点は、①電力会社は、一定の価格・期間で、再生可能エネルギーでつくられた電気の買い取りが義務づけられること、②電気利用者（消費者）は、電力会社の買取費用を「賦課金」として、電気料金の一部として負担しなければならないことである。



[資料：経済産業省 HP]

図表 2-1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要

発電者にとってコスト回収の見込みを立ちやすくすることにより、再生可能エネルギー導入の機運を高めていこうという仕組みである。

買取の対象となる再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力（3万kW未満）、地熱、バイオマスの5種類で、各々の買取単価は以下のとおりである。

図表 2-2 再生可能エネルギーの固定価格買取単価

(1kWhあたり、消費税等相当額を含む)

	発電設備容量・発電方式		買取単価	買取期間
太陽光	10kW未満	太陽光発電設備 単独の場合	42.00円	10年
		自家発電設備等を 併設の場合	34.00円	
	10kW以上		42.00円	20年
風力	20kW未満		57.75円	
	20kW以上		23.10円	
水力	200kW未満		35.70円	
	200kW以上、1,000kW未満		30.45円	
	1,000kW以上、30,000kW未満		25.20円	
バイオマス	メタン発酵ガス化発電		40.95円	
	未利用木材燃焼発電		33.60円	
	一般木材等燃焼発電		25.20円	
	リサイクル木材燃焼発電		13.65円	
	廃棄物（木質以外）燃焼発電		17.85円	
地熱	15,000kW未満		42.00円	15年
	15,000kW以上		27.30円	

(2013年3月現在)

なお、買取価格・期間については、再生可能エネルギー源の種類や規模などに応じて、第三者委員会（調達価格等算定委員会）により、毎年度見直されることとなっている。

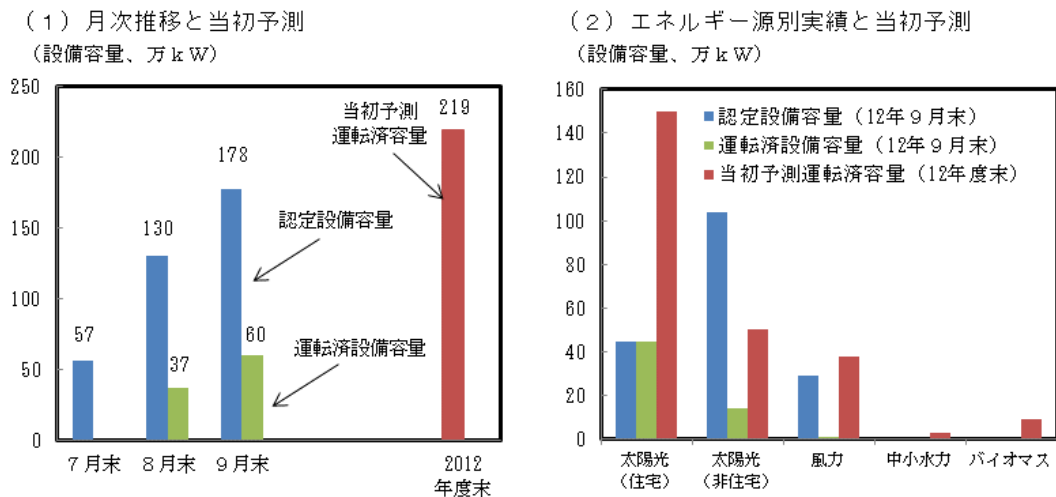
2.1.2 制度発足後の普及状況

制度発足から 2012 年度末までの導入量の予測は 219 万 kW となっている。このうち、9 月末までにこの制度の認定を受けた設備容量は 178 万 kW と約 8 割、運転開始済みの設備容量は 60 万 kW と約 3 割の達成率となっている（図 2-2）。

再生可能エネルギー源別で見ると、認定設備容量は非住宅用の太陽光が最も多く、非住宅用の太陽光とは主にメガソーラーであるが、工事に時間を要するため、認定設備容量に対して運転済容量は約 13%程度となっている。認定済みの設備が今後どの程度 2012 年度内に運転開始されるかによって、普及ペースを確認されることとなる（図 2-2）。

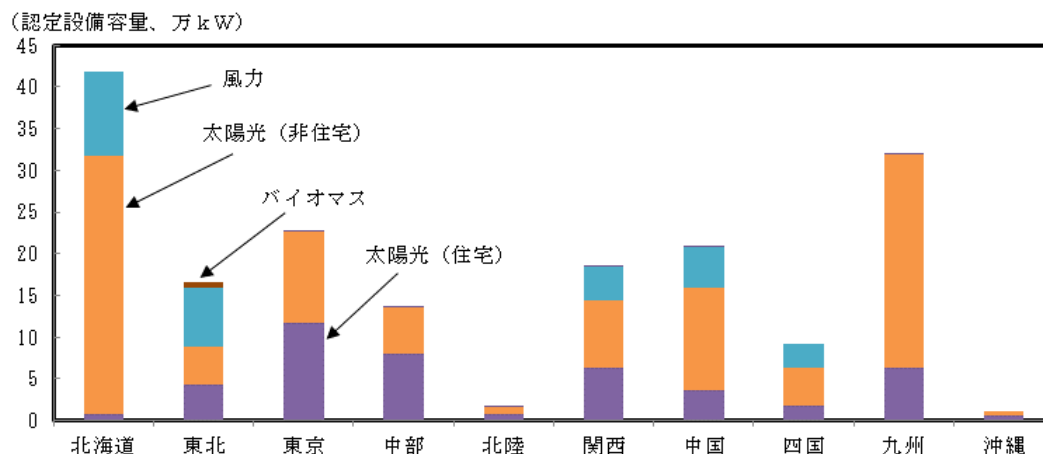
地域別に非住宅用太陽光の認定設備容量をみると、北海道電力管内、九州電力管内において導入量が多い（図 2-3）。この背景には、北海道では比較的安価に広大な土地を得られること、九州は日射量が多いことなど、メガソーラー事業を行う上での投資メリットがあることによると考えられる。

制度導入以降運転開始された再生可能エネルギーによる発電量を試算すると 0.6 億 kWh となり、制度導入以前の再生可能エネルギー発電量に比べて 0.9%程度の伸びとなる。その約 9 割を占める太陽光発電をみると、住宅用が 10.3%増、非住宅用が 17.3%増と高い伸びを示している。一方で、火力発電等も含む総電力量に占めるシェアは、制度導入以降の再生可能エネルギーで約 0.1%となり、今後のさらなる普及に期待される。



[資料：内閣府 HP]

図表 2-3 再生可能エネルギー発電導入状況と当初予測（2012 年 9 月末現在）



[資料：内閣府 HP]

図表 2-4 地域別・エネルギー源別認定設備容量 (2012年9月現在)

図表 2-5 再生可能エネルギーによる発電量資産

	制度導入後 (億kWh/月)	制度導入以前 と比べた増加率 (%)	総需要電力量 に対する割合 (%)
太陽光 (住宅)	0.4	10.3	-
太陽光 (非住宅)	0.1	17.3	-
合計	0.6	0.9	0.1

[資料：内閣府 HP]

2.1.3 制度発足を受けた民間の動き

これまでメガソーラー（1MW以上の発電容量を持つ太陽光発電）は、全国の電力会社を中心に進められてきたが、固定価格買取制度が施行されると同時に、再生可能エネルギー導入促進を目的とするさまざまな規制緩和策が実施され、民間事業者によるメガソーラー計画の普及が急速に進められている。

図表 2-6 主なメガソーラー新設計画

事業者	場 所	出力 (千 kW)	稼働時期 (年)
ユーラスエナジー	北海道白糠町	30	2013
	兵庫県淡路市	30-40	2013
日本アジア HD	北海道釧路市 2カ所	3	2012
	同中礼内村	2	2012
	同幕別町	1	2012
	同本別町	1	2012
	香川県坂出市	2	2012
千代田化工建設、エネ・シード	長崎市、北九州市若松区、大牟田市	3.7	2012
パワー・ジェネレーション・ジャパン	愛知県常滑市、岐阜県海津市など 20-30カ所	100	2015
シャープ	長野県富士見町	9.2	未定
ソフトバンクグループ	北海道苫小牧市	111	2014
	京都市伏見区	4.2	2012
	徳島県内 2カ所	5.6	2012
	群馬県榛東村	2.4	2012
NTTグループ	宮城県亘理町	60-100	2012
日光エネルギー開発	宮城県登米市	8	2013

[資料：2012年8月3日付 日刊工業新聞]

2.2 再生可能エネルギー普及に向けた規制緩和

2.2.1 太陽光発電普及に向けた規制緩和

1) 電気事業法の見直し（経済産業省）

①再生可能エネルギー専用線による引き込みの特例

2012年3月23日、電気事業法の施行規則が改正され、電力需給契約のための引込み線とは別に、再生可能エネルギー専用線を引き込むことにより、全量売電が可能となった。これにより、いわゆる「屋根貸し事業」が行いやすくなった。

②電力会社の託送供給約款等を特例承認

2012年6月25日、再生可能エネルギー由来の電気に関する低圧託送が解禁された。これにより、新規発電事業者から新規電気小売事業者へ売電するに当たり、大手電力会社の所有する総配電網を利用できるようになった。

③電力保安規制の見直し

2012年6月29日、電気事業法の施行規則が改正され、大規模な太陽光発電施設に求められる工事計画届出および使用前安全管理検査が不要となる範囲を、500kW未滿から2,000kW未滿に緩和された。これにより、手続きに要する時間とコストが不要となった。

また、同日、「屋根貸し事業」における電気主任技術者の兼任要件も緩和されている。

2) 工場立地法の見直し（経済産業省）

①工場立地規制の緩和

2012年1月31日、メガソーラーの立地に適用される工場立地法の準則が一部改正された。業種区分第5種「電気供給業」では、生産施設、緑地・環境施設、その他施設の面積の割合の上限が、それぞれ敷地面積の50%、25%、25%までと定められているが、第9種として太陽光発電所施設が追加され、生産施設の面積の上限が50%から75%に緩和された。これにより、立地制約になっていると指摘が解消された。

②メガソーラーは規制対象外へ

2012年6月1日、政令が改正・施行され、売電用太陽光発電設備を未利用地や工場敷地以外の施設に設置する場合は、工場立地法の対象外とし、工場立地法の届出と緑化義務が不要となった。これにより、手続きに要する時間とコストが不要となった。

③メガソーラーを環境施設として見なす

2012年6月15日、工場立地法の施行規則が改正され、工場敷地内に設置される売電用の太陽光発電施設も、自家消費用と同様に環境施設面積としてカウントすることが可能になった。これにより、工場内での太陽光発電施設の設置が促進される。

3) 建築基準法の運用改善（国土交通省）

①パワコン収納に関する建築基準法上の取扱いを明確化

2012年3月30日、国土交通省は都道府県建築行政担当部に対して、「パワーコンディショナを収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて」とする技術的助言を行い、内部に通常人が立ち入らないこと等を条件に、建築確認は不要であることを明確化した。これにより、手続きに要する時間とコストが不要となった。

②屋上設置の太陽光発電施設の建築基準法上の取扱いを明確化

2012年7月4日、国土交通省は都道府県建築行政担当部に対して、「既存建築物の屋上に太陽光発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて」とする技術的助言を行い、屋上設置の太陽光発電施設について、架台の下に通常人が立ち入らないこと等を条件に、建築確認は不要であることを明確化した。これにより、手続きに要する時間とコストが不要となった。

4) 都市計画法の運用改善（国土交通省）

2012年6月8日、国土交通省は都道府県建築行政担当部に対して、「市街化調整区域における太陽光発電設備の附属施設の取扱いについて」とする通知を行った。市街化調整区域で、パワコン等の太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の附属施設について、その用途、規模、配置や発電施設との不可分性等から、建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、許可が不要であることを明確化した。これにより、設置可能か否かにかかる自治体との協議時間を短縮できるようになった。

5) 農地法の運用改善（農林水産省）

①再生可能エネルギー発電設備を非農地と判断された耕作放棄地に設置する場合の取扱いについて

2012年3月28日、農林水産省は都道府県知事に対して、「再生可能エネルギー発電

設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて」とする通知が行われた。この中で、耕作放棄地のうち農業委員会が農地に該当しないと判断した土地に、再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、農地法の規定による農地転用許可は必要ないことが明確化された。

農地と判断された場合も、農地転用許可を受ければ設置可能であるが、農地としての利用が優先される。

②太陽光発電設備を農地の法面または畦畔に設置する場合の取扱いについて

上記と同じ通知の中で、農地の法面や畦畔に太陽光発電設備を設置する場合、周辺の農地以外に設置の余地がなく、営農への支障がない場合等を条件に、一時転用を認めることが明確化された。これにより、土地の有効利用が進むこととなる。

6) 電力供給計画への算入

電気事業連合会は、夏季の電力需要ピーク時に太陽光発電設備の定格出力の10%程度が余剰電力として電力系統に送電されるとの試算を公表した。これを受けて、経済産業省は電力供給計画への組み入れを認めることを決めた。2012年度から電力各社は自社と管内の企業などが保有する太陽光発電設備の出力を供給力に算入する。

2.2.2 小水力発電普及に向けた規制緩和

1) CO2 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制の緩和

現行制度のもとでは、小規模分散型発電設備の設置・運営に関しても原則として大規模な発電所と同じような法手続きが必要である。しかし、再生可能エネルギー導入促進を図るため、小水力発電については、下表のように規制が緩和された。

図表 2-7 CO2 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制緩和

	出力等条件	保安規定	主任技術者		工事計画届
			電気	ダム水路	
現状	10kw以上のすべての水力発電所	要	要	要	要
	10kw未満の水力発電所	不要	不要	不要	不要
変更案	ダム・堰を有する又は200kw以上	要	要	要	要
	ダム・堰を有しない20kw~200kw未満	要	要	不要	不要
	上下水道・工業用水の落差を利用するもので敷地内にダム・堰を有しないもの	要	要	不要	不要
	ダム・堰を有せず20kw未満	不要	不要	不要	不要

2) 河川法施行令の一部改正（平成 25 年 1 月 30 日公布・平成 25 年 4 月 1 日施行）

小水力発電の普及を促進するため、小水力発電（最大出力が 1,000kw 未満のもの）のための水利使用を、特定水利使用から除外するなどの水利使用区分の見直しを行う（河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電（従属発電）は除く。）。

これにより、下記のように手続の簡素化等が図られ、許可申請から許可までの期間が短縮され、申請者の負担が軽減される。

図表 2-8 河川法施行令の一部改正内容

区分		改正内容
一級河川の指定区間	最大出力 200kw 以上 1,000kw 未満 (準特定水利使用)	<ul style="list-style-type: none"> 許可等の処分権限を国土交通大臣から都道府県知事等へ移譲。 関連手続は、関係行政機関の長（経済産業大臣等）との協議や関係地方公共団体の長からの意見聴取の手続を不要とし、国土交通大臣による認可のみとする（指定都市の長が許可する場合は、関係都道府県知事への意見聴取有。）
	最大出力 200kw 未満 (その他の水利使用)	<ul style="list-style-type: none"> 許可等の処分権限を国土交通大臣から都道府県知事等へ移譲。 関係行政機関の長との協議、関係地方公共団体の長からの意見聴取及び国土交通大臣による認可の手続は不要。
一級河川の直轄区間	最大出力 1,000kw 未満（特定水利使用以外）	<ul style="list-style-type: none"> 許可等の処分権限は国土交通大臣（地方整備局長）。 [改正無] 関係行政機関の長との協議及び関係地方公共団体の長からの意見聴取の手続きは不要。
二級河川	最大出力 1,000kw 未満（特定水利使用以外）	<ul style="list-style-type: none"> 許可等の処分権限は都道府県知事等。[改正無] 関係行政機関の長との協議、関係地方公共団体の長からの意見聴取及び国土交通大臣による同意付協議の手続は不要。

2.2.3 木質バイオマス導入促進に向けた動き

バイオマス発電、特に木質バイオマス発電については、材の供給元である肝心の林業が長期にわたる不況に苦しんでいるために、再生可能エネルギー導入の話も、林業再生という大きな目的の中の一部として論じられてしまうことが多く、太陽光発電や小水力発電のように規制緩和の話が目立つことは少ないようだ。

再生可能エネルギー固定価格買取制度により、バイオマス発電所で発電された電気が、間伐材等に由来するエネルギーであることを証明する必要があるため、2012年6月、林野庁は「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を定めている。規制緩和とは一見逆方向のように見えるが、木質バイオマス発電導入促進に向けた新たな動きである。

2.2.4 優遇税制

再生可能エネルギー導入のインセンティブとして、規制緩和と並行して下記の優遇税制が進められている。

①グリーン投資減税（国税）

再生可能エネルギー設備を取得した場合の30%特別償却または法人税額の7%税額控除（中小企業のみ）。ただし、太陽光発電設備、風力発電設備については、初年度即時償却（100%）が可能。

青色申告書を提出する個人または法人が対象で、期間は2014年3月31日まで。

②固定資産税の軽減措置（地方税）

固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。

固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備が対象で、期間は2014年3月31日まで。

2.2.5 その他

○ 耕作放棄地への太陽光発電導入補助金制度の導入（徳島県・実証実験）

徳島県では、再生可能エネルギー事業を活用することで、耕作放棄地の有効活用と農家所得の向上による定住促進につなげるべく、中山間地域の復元が困難な耕作放棄地に太陽光発電施設を設置する実証実験を始めている。設置主体となる農業関連団体を募集し、設備費用などを助成する。

農業従事者3人以上で組織する農業生産法人や農業協同組合などの団体を補助対象とし、2012年度中に2地区程度で発電設備を建設してもらい、13年度の1年間で発電の実験を行う。10アール程度の小規模な土地に10キロワット以上50キロワット以下の太陽光発電施設を設置してもらおう。

補助内容は発電施設の建設費の5分の1、上限が400万円など。実験では発電設備の稼働状況や発電量、投資採算性などを調べる。国の再生可能エネルギーの買い取り制度を活用するが、中山間地域は日照時間が短いため、特に採算性を検証する。実験結果を基に14年度以降の事業展開を詰める。